

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例案の概要

○条例制定の目的

(第1条)

- ①薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止
- ②県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現

○総則

- ①用語の定義 (第2条)
- ②県、県民等の責務 (第3条、第4条)

○協議会の設置

- ・滋賀県薬物濫用対策推進協議会を設置 (第8条)

売らせない

(第9条、第11条)

○薬物の濫用の防止のための規制

対象物	禁止行為	罰則適用のフロー
【知事指定薬物】 (中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物のうち、濫用されるおそれのある物)	製造、栽培	警告 ↓ 製造等 中止命令
	販売、授与、 その目的の所持 (単純)所持、購入、 譲り受け、使用	罰則 (または) 直罰
	広告	警告のみ
	使用場所の提供、 周旋	警告のみ
【法第76条の6の2第1項の規定による禁止に係る物品】 (法に基づく販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に流通等を規制する必要があると認める物品)	使用	警告 ↓ 使用中止命令 罰則

○情報の提供

(第6条)

- ・県は、県民に必要な情報、教育を提供

買わせない

患者支援

○依存症等からの患者の回復等の措置

(第7条)

- ・薬物の依存症等の回復等に資するため、相談体制、専門的な治療、社会復帰支援に関する体制の充実
- ・薬物の依存症等を有する者へ相談・治療体制等の情報提供

○立入調査等

(第12条)

- ・知事および公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、その職員に、立入調査させ、または試験のため必要な最小分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

○不動産の譲渡等をする者が講ずる措置

(第18条、第19条)

- ・薬物の製造、販売等の目的での賃貸借契約等を禁止
- ・同目的の賃貸借契約等が判明した場合、契約解除に努める

(仮称) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例要綱案

第1章 総則**第1 目的**

この条例は、薬物の濫用の防止について、県および県民等の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項を定め、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

第2 定義

この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいいます。

- (1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤および同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物および同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法(昭和29年法律第71号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへんおよび同条第3号に規定するけしがら
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定するトルエンならびに酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいいます。)、接着剤、塗料および閉塞用またはシーリング用の充填料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。)第2条第15項に規定する指定薬物
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用(当該作用の維持または強化の作用を含みます。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

第3 県の責務

- 1 県は、薬物の濫用の防止に関する施策(第7の1に規定する薬物の依存症等の回復等に関する施策を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、および実施するものとします。
- 2 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の策定および実施に当たり、国、他の地方公共団体、薬物の依存症からの患者の回復を目的として組織された団体(以下「患者団体」といいます。)その他の関係者との連携に努めるとともに、他の地方公共団体、患者団体その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとします。

第4 県民等の責務

- 1 県民は、薬物の危険性に関する知識および理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力しなければなりません。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 薬物の濫用の防止に関する施策等

第5 推進体制の整備等

- 1 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとします。
- 2 知事および公安委員会は、相互に連携し、および協力して、薬物の濫用の防止に関し、必要な監視、調査、指導その他の措置を講ずるものとします。

第6 情報の提供等

- 1 県は、薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するため、県民に必要な情報を提供するものとします。
- 2 県は、県民が薬物の危険性に関する十分な知識に基づき行動することができるよう、必要な教育、意識の向上等に努めるものとします。

第7 依存症等からの患者の回復等の措置

- 1 県は、薬物の依存症および中毒症状（以下「薬物の依存症等」といいます。）からの患者の回復または薬物の依存症の予防（以下「薬物の依存症等の回復等」といいます。）に資するため、相談体制ならびに専門的な治療および社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとします。
- 2 県は、前項に定めるもののほか、医師その他の医療関係者が、その業務を行うに当たり薬物の依存症等を有する者を発見したときに、その者に対し、同項の規定に基づき県が実施する事業に関する情報を提供することができるよう、必要な措置を講ずるものとします。

第8 滋賀県薬物濫用対策推進協議会

- 1 県、関係行政機関および患者団体その他の関係団体は、薬物の濫用の防止についての必要な対策（薬物の依存症等の回復等に関する対策を含みます。）に関する協議およびその実施に係る連絡調整を行うために、滋賀県薬物濫用対策推進協議会（以下「協議会」といいます。）を組織することができます。
- 2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければなりません。

- 3 1 および 2 に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めます。

第 3 章 薬物の濫用の防止のための規制

第 9 知事指定薬物の指定

- 1 知事は、第 2 の (7) に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、または濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができます。
- 2 知事は、1 の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県指定薬物審査会の意見を聴かなければなりません。ただし、第 2 の (7) に掲げる薬物の濫用により、県民の生命または身体に対して重大な危害が発生し、または発生するおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ滋賀県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りではありません。
- 3 2 のただし書の場合において、知事は、速やかに、その指定に係る事項を滋賀県指定薬物審査会に報告しなければなりません。
- 4 知事は、1 の規定による指定をするときは、その旨および当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければなりません。
- 5 1 の規定による指定は、4 の規定による告示によってその効力が生じます。

第 10 知事指定薬物の指定の失効

- 1 第 9 の 1 の規定による指定は、知事指定薬物が第 2 の 1 から 6 までに掲げる薬物に該当し、または指定されるに至ったときは、その効力を失います。
- 2 知事は、1 の規定により知事指定薬物の指定が効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他規則で定める事項を告示するものとします。
- 3 第 7 章の規定は、1 の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用します。

第 11 製造等の禁止

何人も、次に掲げる行為をしてはなりません。ただし、正当な理由により行う場合として規則で定める場合は、この限りではありません。

- (1) 知事指定薬物(知事指定薬物を含有する物を含みます。以下同じです。)を製造し、または栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売または授与の目的で所持する場合を含みます。)
- (3) 知事指定薬物を販売または授与の目的で広告すること(県の区域外における販売または授与の目的で広告する場合を含みます。)
- (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、もしくは譲り受け、または使用すること(販売または授与の目的で所持する場合を除きます。)

(5) 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定による禁止に係る物品を、同条第2項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、使用すること。

(6) 情を知って、知事指定薬物および(5)の物品を使用する場所を提供し、または周旋すること（滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第25条第7号の規定に違反する行為を除きます。）。

第12 立入調査等

- 1 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物もしくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」といいます。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、もしくは使用し、第11の(5)の物品を使用し、または第11の(6)の場所を提供し、もしくは周旋する者その他の関係者から必要な報告または帳簿書類その他の物件の提出を求めることができます。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、または試験のため必要な最小分量に限り知事指定薬物等を収去させることができます。
- 3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、または関係者に質問させることができます。
- 4 2および3の場合において、2の職員は規則で、3の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。
- 5 2および3の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

第13 警告

- 1 知事は、第11の規定に違反した者に対し、警告を発することができます。
- 2 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第11の(1)から(3)および(6)の規定に違反してそれぞれに掲げる行為をしたときは、行為者に1の規定による警告を発するほか、その法人または人に対しても、警告を発することができます。
- 3 1および2の警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとします。
- 4 公安委員会は、警察職員が第11の(6)に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができます。

第14 製造中止等の命令

- 1 知事は、第13の1の規定による警告（第11の(6)に係るものを除きます。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受けもしくは使用中

止もしくは知事指定薬物の回収もしくは廃棄その他必要な措置または第 11 の(5)の物品の使用の中止(以下「知事指定薬物の製造中止等」といいます。)を命ずることができます。

2 知事は、次のいずれかに該当するときは、第 11 条の(1)から(5)までのいずれかの規定に違反した者に対し、第 13 の 1 の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができます。

(1) 薬物の濫用による危害から県民の生命または身体を守るため緊急を要する場合で、第 13 の 1 の規定による警告を発するいとまがないとき。

(2) 第 11 の(1)から(5)までのいずれかの規定に違反した者が、過去にこれらのいずれかの規定に違反したことにより第 13 の 1 の規定による警告を受けたことがあるとき。

第 15 公安委員会の要請

1 公安委員会は、第 2 の(7)に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

第 4 章 滋賀県指定薬物審査会

第 16 滋賀県指定薬物審査会

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県指定薬物審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します。

2 審査会は、第 9 の 2 および 3 の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議します。

第 17 審査会の組織等

1 審査会は、委員 5 人以内で組織します。

2 委員は、薬物に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命します。

3 委員の任期は、2 年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることを妨げません。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

6 審査会の行う調査審議の手続は、公開しません。

7 1 から 6 に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 5 章 不動産の譲渡等における措置

第 18 不動産の譲渡等をする者が講ずる措置

1 何人も、自己が譲渡または貸付け（地上権の設定を含みます。）（以下「譲渡等」といいます。）をしようとする不動産が薬物の製造、栽培、販売、授与または販売もしくは授与の目的

での所持（これらの行為が第 11 のただし書の規則で定める場合に該当するときを除きます。）のための施設またはその敷地（以下「薬物製造施設等」といいます。）の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはなりません。

- 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければなりません。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するに際しては、当該契約の内容として、次に掲げる事項を書面により定めるよう努めなければなりません。
 - (1) 当該不動産を薬物製造施設等の用に供してはならない旨
 - (2) 当該不動産が薬物製造施設等の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、または当該不動産の買戻しをすることができる旨
- 4 不動産の譲渡等をした者は、3 の(2)に掲げる事項を当該譲渡等に係る契約に定めた場合において、当該不動産が薬物製造施設等の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、または当該不動産の買戻しをするよう努めなければなりません。

第 19 不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置

- 1 何人も、他人が譲渡等をしようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理または媒介をしてはなりません。
- 2 不動産の譲渡等の代理または媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、第 18 の規定の遵守について助言その他の措置を講じなければなりません。

第 6 章 雑則

第 20 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 7 章 罰則

第 21

第 14 の規定による命令（第 11 の(1)または(2)に係るものに限る。）に違反した者は、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処します。

第 22

次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処します。

- (1) 第 11 の(1)または(2)の規定に違反した者
- (2) 第 14 の規定による命令（第 11 の(3)または(4)に係るものに限ります。）に違反した者

第 23

第 11 の (3) または (4) の規定に違反した者は、6 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処します。

第 24

次のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処します。

- (1) 第 12 の 1 の規定による報告もしくは物件の提出をせず、または虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をした者
- (2) 第 12 の 2 の規定による立入調査もしくは 2 の規定による収去を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または 2 の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者
- (3) 第 12 の 3 の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または 3 の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第 25

法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第 21 から第 24 までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、第 21 から第 24 の罰金刑を科します。

第 26

第 14 の規定による命令（第 11 の (5) に係るものに限ります。）に違反した者は、5 万円以下の過料に処します。

その他

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 11 から第 15 までおよび第 7 章の規定は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行します。

